

お客さま各位

後見支援預金特別約定の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「後見支援預金特別約定」を下記のとおり一部改定させていただきます。

記

1. 改定内容（新旧対照表）

改定後	改定前
後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます）に定めるところにより取扱います。 1.（利用対象者） 家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた者とします。 2.（取扱店の限定） 預け入れ以外の取引は、口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。 3.（取引の方法） 預金の預け入れ以外の取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。なお、当金庫が、お客様から、当該手続申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、後見支援預金に係る契約が成立するものとします。 4.（自動支払） この預金口座からの各種料金等の自動支払は家庭裁判所の指示以外は取扱いができません。 5.（キャッシュカードの取扱） キャッシュカードは発行できません。 6.（ATM利用） ATMでのお預け入れ以外ご利用はできません。 7.（インターネットバンキング利用） インターネットバンキングのご利用はできません。 8. 死亡時等の取扱い） 被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外になった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続または口座解約手続等が必要となります。 9.（適用条項） （1）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。 （2）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 （3）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合には、<u>当金庫と協議の上対応を決定します。</u> 10.（特約の変更） （1）この特約の各条項は、<u>次の場合には、</u>民法第548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。	後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます）に定めるところにより取扱います。 1.（利用対象者） 家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた<u>後見人</u>とします。 2.（取扱店の限定） 口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。 3.（取引の方法） 預金の預け入れ以外の取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。なお、当金庫が、お客様から、当該手続申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、後見支援預金に係る契約が成立するものとします。 4.（自動支払） この預金口座からの各種料金等の自動支払は家庭裁判所の指示以外は取扱いができません。 5.（キャッシュカードの取扱） キャッシュカードは発行できません。 6.（ATM利用） ATMでのお預け入れ以外ご利用はできません。 (新設) 7. 死亡時等の取扱い） 被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外になった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続または口座解約手続等が必要となります。 8.（適用条項） （1）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。 （2）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 （3）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合には、<u>協議の上取扱い</u>ます。 9.（特約の変更） （1）この特約の各条項は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、</u>民法第548条の4

① お客様の一般の利益に適合する場合 ② 前号の場合を除き、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知するものとします。 (3) 第1項第2号によるこの特約の変更は、前項の公表から効力発生時期が到来するまでに、1か月以上の相当な期間を置くものとします。 以上	の規定に基づき変更することができるものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。 以上
---	---

下線部が変更箇所となります

2. 改定日

令和7年10月1日

以上

